

2015年度勤労者福祉の充実・強化に関する

要 請 書

2016年2月23日

一般財団法人 鳥取県労働者福祉協議会

一般財団法人鳥取県労働者福祉協議会の要請項目(平成27年度)

要請事項	担当部局	回 答
1. 労働者福祉運動・事業との連携・支援について		
(1) 地域労働者の生活サポートと労働者福祉の環境改善に向けて諸活動を展開している(一財)鳥取県労働者福祉協議会(以下、鳥取県労福協)に対し、引き続きの財政支援と活動への協力をお願いしたい。	・商工労働部(雇用人材局労働政策課)	鳥取県労働者福祉協議会補助金として労働者福祉の増進に資する事業に対して支援しているところである。平成27年度も引き続き県教育委員会高等学校課とも連携し若者の早期離職防止に向けた取り組み(ミニ冊子「THE社会人基礎編」を県内の高校3年生に配布)をしており、財政的支援を継続すると共に活動への協力と連携の強化に努めたい。
(2) 県内の厳しい経済状況や労働における規制緩和が進み、労働法制が尊重される労務管理や健全な雇用労働が崩れていく中で、労働者からの労使間トラブルの相談が数多く寄せられている中小企業労働相談所「みなくる」の事業運営において、これまでの情報収集実績や経験の蓄積を基に、更なるサービスの質の向上を図っていくための連携と協力をお願いしたい。	・商工労働部(雇用人材局労働政策課)	労働相談業務や労務管理改善指導などの中小企業労働相談所設置事業の業務委託を、平成20年度から平成22年度まで鳥取県労働者福祉協議会(以下、鳥取県労福協)に随意契約を締結したが、企画提案を広く募集しサービスの質の向上を図るため、平成23年度は契約方法を公募方式に見直し、公募の結果鳥取県労福協へ単年度契約を締結した。 また、対人業務の特殊性ゆえ、相談者である県民側が受けるサービスの質の維持の観点から同一事業者による一定期間の継続的な実施が望ましいこと、及び受託事業者の雇用の安定かつ対人業務の特殊性から、ノウハウの継続が期待できる雇用期間が望ましいことから、契約方法を平成24年度から複数年度(3カ年)の公募方式に見直し、平成27年度以降も同様に複数年度(3カ年)の公募方式で審査を行い、鳥取県労福協と契約を締結した。 今後も、労働相談等のサービス向上を図るために、どのようなニーズがあるか意見交換を行いながら連携と協力に努めたい。
2. 消費者行政の充実強化に関する要請について		
(1) 「鳥取県消費者教育推進計画」が2016年度から実施となります。消費者教育の意義の普及と消費者被害を防ぐ仕組みがさらに機能していくように、消費者教育の充実を図られたい。	・生活環境部(消費生活センター)	平成27年度に策定予定の「鳥取県消費者教育推進計画」において、特に重点的に取り組む項目として「消費生活センターを中心とした消費者教育の意義の普及」、「高齢者、障がいのある人の消費者被害を防ぐ仕組みづくり」を掲げている。 消費者教育の意義の普及については、これまでの「被害に遭わない消費者」の育成にとどまらず、社会の一員としてよりよい市場とよりよい社会の発展のために積極的に関与する「消費者市民社会の形成に寄与する消費者」を育成するため、「人や社会、環境など、商品やサービスの背景にある社会的価値を考えた消費活動」について、未来を担う子どもたちを中心に、その家族や一般県民を対象とした普及啓発の取組を展開する。 また、消費者被害を防ぐ仕組みづくりについては、喫緊の課題である高齢者等の消費者被害を防止するため、地域見守りネットワークの強化に取り組む。 中でも特殊詐欺被害の撲滅を目指し、都市部と郊外にモデル地区を設定して、地域見守り活動などの被害防止対策を集中的に実施し、その成果を県内全域に普及する。また、「特殊詐欺撲滅リーダー」を新たに1名配置し、警察と連携しながら金融機関やタクシー事業者などに被害防止の協力を呼びかけることとしている。
(2) 高校生の社会人前教育として、働く前の労働における基本ルールの理解や、金銭トラブル防止に向けての研修によって知識を深めていくが必要です。県内高校における実施状況を検証され、社会人としての基本知識や巧妙化している金銭トラブルに巻き込まれないために高校での消費者教育の推進を図られたい。	・教育委員会(高等学校課) ・生活環境部(消費生活センター)	公民科の授業以外で、平成26年度に外部の専門家と連携して消費者教育を実施した県立高校は、24校中11校であった。現在は、各県立高校がキャリア教育の全体計画を作成し、その中に、「社会や職業に関する学習テーマ」に基づいた講義、演習、ワークショップ等を組み込み、生徒が実社会とつながる取組を推進しているとともに、模擬選挙、法や金融等の専門家による出前授業なども積極的に実施している。 また、卒業後の進路にかかわらず、高校3年生全員に配布している「THE社会人(基礎編)」の中には、コラム「お金の使い方」や消費者金融等のトラブルの相談先の記載があるので、活用の際に深めたいと考えている。 今後とも、関係機関の協力を得ながら、高校生の社会人前教育の推進に努め、各学校に対して取組の一層の推進を促すとともに、引き続き必要な情報を提供していきたい。 なお、消費生活センターではこれまでも学校への講師派遣などにより高校生への消費者教育に取り組んでいるが、平成26年度に実施した「消費教育に関する教育機関の実態調査」では、学校側から、「指導方法が分からない」、「活用できる教材が少ない」等の意見が寄せられた。 このため、平成27年度に策定予定の「鳥取県消費者教育推進計画」において、特に重点的に取り組む項目の一つに「小・中・高等学校における消費者教育の一層の推進」を掲げ、学校現場等との調整役となる「消費者教育支援員」の新規配置や、教師等と指導方法や教材等について検討するワーキングチームの新設など、教育委員会・学校現場や金融広報委員会等の関係団体等と連携しながら、より一層の消費者教育の推進に取り組むこととしている。

一般財団法人鳥取県労働者福祉協議会の要請項目(平成27年度)

要請事項	担当部局	回 答
3. 格差・貧困社会の是正に関する要請について		
(1) 経済的事情による教育格差を解消し、すべての子どもたちに憲法で保障されている学習権を保障するために、生活保護制度の生活扶助基準に準拠する就学援助認定基準の実態調査を市町村に対して行ない、従前と同水準の支援を堅持する等の措置を講じられたい。また、準要保護家庭における援助内容の拡大を図るよう要請されたい。	・教育委員会(小中学校課)	市町村が実施する就学援助は、生活保護法に基づく生活保護を受けている世帯を対象とする「要保護」のほか、要保護者に準ずる程度困窮していると認める者を対象とする「準要保護」の制度があり、その認定基準は各市町村で定められるものである。 準要保護に係る認定基準等の状況については、文部科学省が各市町村に対して調査を実施しており、その結果も公表されている。 なお、平成25年度の生活保護基準見直しに関して、できる限り他制度へ影響が及ばないよう申し合わせた国の対応方針について、国からの通知に基づきその趣旨の理解及び適切な対応を市町村に対して周知している。
(2) 家庭の経済格差が子どもの学習意欲の問題(意欲格差)・いじめ問題、児童虐待などの要因のひとつとなっています。2015年3月より施行されている「鳥取県子どもの貧困対策推進計画」に基づき、教育支援・生活支援・就労支援・経済的支援などが実効あるものとなるよう市町村と連携して進められたい。	・福祉保健部(福祉保健課)	県では、子どもの将来がその経済的な環境によって左右されることなく、貧困が世代を超えて連鎖することのないよう、平成27年3月に「鳥取県子どもの貧困対策推進計画」を策定した。 現在、計画に基づき、福祉保健部、教育委員会、商工労働部などの関係各部局や市町村と連携し、「教育の支援」、「生活の支援」、「保護者に対する就労支援」、「経済的支援」などの関連施策に取り組んでいるところだが、27年度の補正予算において、「生活困窮者等の世帯の児童に対する学習支援充実及び推進強化事業」、「鳥取県未来人材育成奨学金支援事業」に新たに取り組むなど、適宜、施策の立案や見直しを行い、施策の充実を図っているところである。 今後も「子育て王国とっとり会議」で計画の進捗管理を行い、引き続き市町村等と連携して子どもの貧困対策を推進していきたい。
(3) 大学卒業後の不安定雇用や低収入により返済に苦しみ、結婚・出産・子育て等にも影響が出ている現行奨学金制度の現状を踏まえ、その改善ならびに給付型奨学金制度の創設を国に要請されたい。また高校授業料の無償化を復活するよう国に求められたい。県におかれては国の奨学金制度を補う観点から県独自の給付型奨学金を導入されたい。	・教育委員会(人権教育課) ・教育委員会(高等学校課)	給付型奨学金の創設については、これまでも国に対して要望を行ってきたところであり、国における検討の結果、地元企業に就職した者が借りていた奨学金の返還を減免する制度が創設されることとなった。 本県においても、この制度を利用して鳥取県未来人材育成奨学金支援助成金制度を創設したところであり、平成28年度からの制度の拡充に向けて検討を進めている。 また、医師、看護師等については、本県での就業年数に応じた返還免除制度を既に設けているところである。 国において、「所得連動返還型奨学金」の導入が検討されているなどの動きもあるので、引き続き国の動向等を注視しながら、必要な対策を検討していきたい。 なお、授業料無償制の所得制限の導入は、奨学のための給付金(高校生等奨学給付金)や家計急変への支援等、教育費の負担軽減施策と併せて行われたものであり、限られた財源の中で制度を維持するために必要なことと考えている。
4. 中小企業勤労者の福祉格差の是正		
(1) 中小企業勤労者の福祉格差の是正に向けて、中小企業勤労者福祉サービスセンターが魅力あるサービスを提供し、自立と再生を果たすよう、県として積極的な役割を發揮され、市町村のサービスセンター支援と指導を強化されるとともに未設置エリアの解消にご尽力いただきたい。	・商工労働部(雇用人材局労働政策課)	中小企業単独では実施が困難な福利厚生を担っている中小企業勤労者福祉サービスセンターに関して、その利用促進は勤労者福祉向上の観点からも望ましいことである。現在、鳥取と米子の各センターへは、それぞれ鳥取市、米子市が補助金で支援を継続しているところであるが、財政面を含めた効果的な運営について、今後もセンターと関係市町村が主体的に連携して取り組むことを期待したい。 なお、現在、事業対象外(未設置エリア)となっている県中部地域(倉吉市、東伯郡)へは、鳥取市や米子市で取り組んでいる中小企業勤労者福祉サービスセンターの事業等を紹介するなどして周知に努めたい。

一般財団法人鳥取県労働者福祉協議会の要請項目(平成27年度)

要請事項	担当部局	回 答
5. 就労と子育て支援について (1)2人目以降の子を出産し育児休業を取得する保護者に対し、すでに保育園に通っている子の退園を求める「育休退園制度」の各市町村における実態を調査され、安心して子育てと就労ができるよう、保育所施設の充実、保育士の増員・処遇改善などの環境整備を各市町村と連携して進められたい。	・福祉保健部(子育て 応援課)	保護者が育児休業を取得することとなった場合、休業開始前に既に保育所等を利用していた子どもの継続利用については、必要性が認められる場合は可能とされているが、(必要性の判断に係る)具体的取扱いについては、各市町村の運用に委ねられているところである。なお、県内の市町村においては、出産後1年は継続入所できるとする取扱いとしている市町村が多く、取扱いを定めていない市町村も退所まで求めないように運用しており、即時退園としている市町村はない。また、上の子どもが年長児の場合は、全市町村で継続入所となっており、認定こども園となっている施設の3歳以上児については、認定の変更により継続入所が可能である。 引き続き、保育施設の充実、保育士の増員・処遇改善などの環境整備について、各市町村が定める計画に沿った保育の受け皿確保が着実に図られるよう、各市町村及び各施設に対する支援を行っていきたい。